

変更届・必要書類提出方法

1. 届出方法(届出が必要となる変更事由および必要書類)

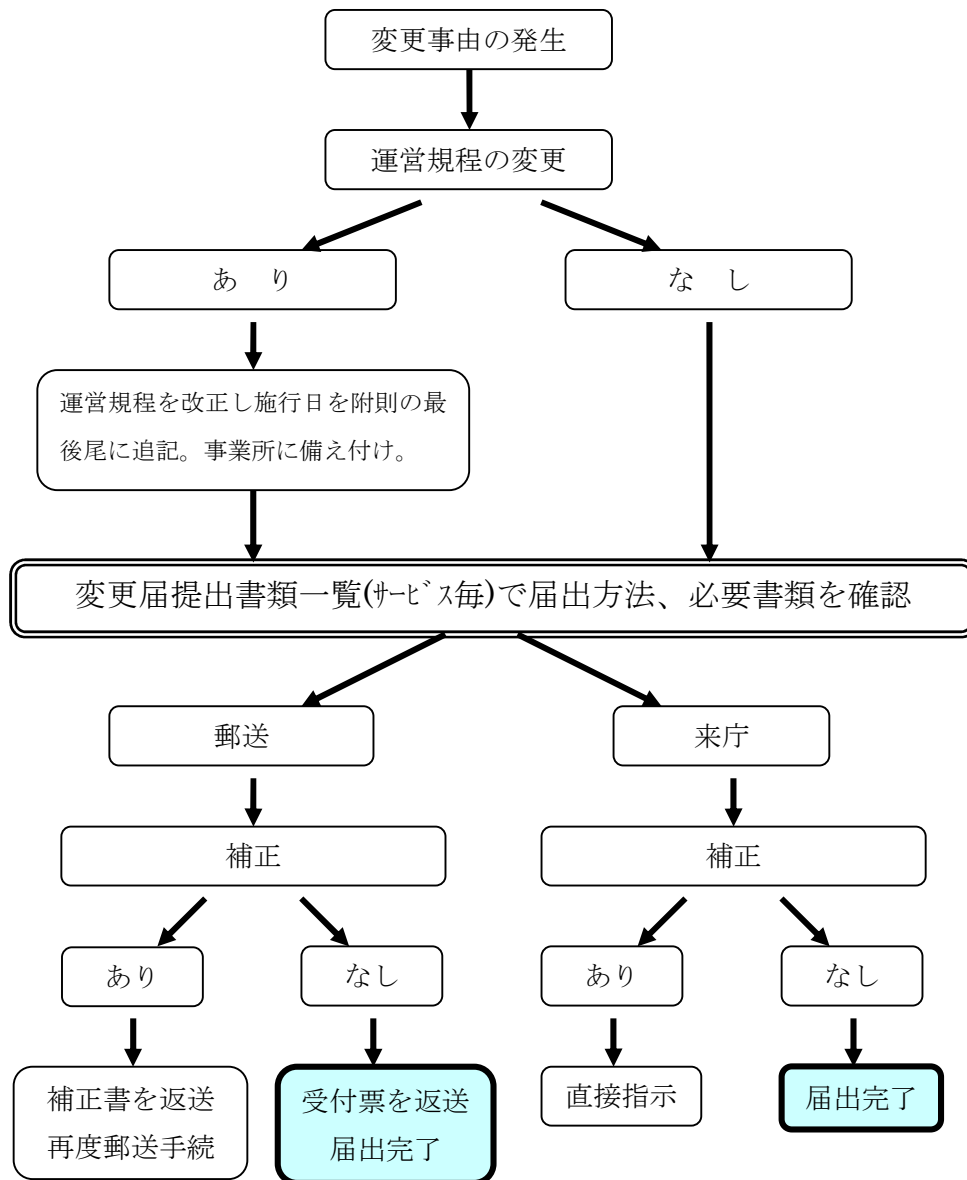
※必ず各サービス「変更届提出書類一覧」で確認してください。

郵送化に伴ない、必要な添付書類を改めました。現行の添付書類と異なりますので注意してください。

※郵送の場合には、必ず変更届連絡票と返信用封筒を添付してください。

添付する返信用封筒は、定形封筒(幅90mm~120mm×長さ140mm~235mm)で、返信先を必ず明記し切手(定形郵便25g以内)を貼ってください。

2. 変更事務の流れ



【郵送の場合】

①必要書類の作成

※各サービス「変更届提出書類一覧」で確認してください

※変更届連絡票と返信用定形封筒(幅90mm~120mm×長さ140mm~235mm、定形郵便25g以内切手貼付)は絶対に忘れないでください。

②①の事業所控えをとる。→保管

③①を下記に郵送する。

〒598-8550(※市役所専用郵便番号ですので住所は不要です)

泉佐野市健康福祉部広域福祉課 介護事業者係 あて
変更届在中

【来庁の場合】・・・従前どおり

①電話予約をする

②必要書類の作成

※各サービス「変更届提出書類一覧」で確認してください

③予約日に②を持参し受付け

※あるひとつの事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届が必要となる場合は、来庁(予約)して一括で届出てください。

(例：移転に伴う管理者の変更等)

3. 受付について

郵送で変更届書を受付けした場合には、変更届受付票を返信用定形封筒に入れて返送します。これは、事業所から送られた変更届書が間違いなく届いたかを示すものです。再発行しませんので控えの書類と併せて保管しておいてください。

※変更届書の提出の際に変更届連絡票と返信用定形封筒の添付がないと変更届受付票を送付できません。必ず添付して提出してください。

4. 補正

補正の必要があった場合には、補正書を返信用定形封筒に入れて返送します。再度、変更届受付票を作成し、返送された補正書と必要書類を添付し返信用定形封筒を添えて送ってください。以後、補正が完了するまでこの手順を繰り返します。

※郵送受付で、補正があった場合には、処理完了まで日数がかかることがあります(2か月程度)。あらかじめご了承ください。

介護事業者の皆様へ

- 生活保護法の改正により、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなります（**みなし指定**）。

ただし、**別段の申出（辞退）**をされた場合には、みなされません。

- 全ての生活保護法等指定介護機関（みなし指定を含む）は、生活保護法施行規則に規定されている事項に変更等があった場合は、介護保険法だけでなく、**生活保護法においても別に変更等の届出が必要**です。

* 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けるサービスについては、みなし指定となりますので、改めて指定申請を行う必要はありません。

* 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定を受けたサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）について、平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに生活保護法の指定を受ける場合は、従前どおり介護保険法とは別に申請が必要です。（みなし指定とはなりません。）

【生活保護法等指定介護機関とは】

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助及び介護支援給付を行うため、介護を担当する機関をいいます。

指定を受けた生活保護法等指定介護機関は、生活保護法に従い、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。

【生活保護法施行規則に規定されている変更等届出が必要な事項】

1. 事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更（H26. 7. 1 から届出が必要になりました）
4. 事業者の代表者に関する事項の変更（H26. 7. 1 から届出が必要になりました）
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 生活保護法等の指定を辞退する場合（辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要です）

《提出先等詳細は、下に記載の大阪府ホームページでご確認ください》

【お問い合わせ先】

大阪府福祉部地域福祉推進室 社会援護課社会援護グループ TEL : 06-6944-6664
◎指定介護機関に関する大阪府からの情報を下記の当課ホームページにて提供しています。

「大阪府／生活保護法指定介護機関の申請等について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/260325kaigositetop/index.html>

※大阪府ホームページ上部の検索バーより「生活保護 介護機関」でご検索ください。

〔政令市（大阪市・堺市）、中核市（高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市）に所在する事業所はそれぞれの市役所の生活保護担当部局までお問い合わせください。〕

訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導(病院・診療所・薬局)変更届提出書類一覧

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
(届出方法が郵送となっているもの以外は郵送での受付はできません。)

注: 郵送受付についても、届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。 (問合せ先) 泉佐野市役所内 広域福祉課 介護事業者係 電話 072-493-2023

■提出書類及び届出方法(以下のとおり)

※届出方法が郵送の場合、返信用の定型封筒に切手(定形郵便 25g以内)を貼って返送先住所宛名を明記し、同封してください。

但し、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁して一括で届出てください。
(例: 加算項目の変更と同時の管理者の変更等)

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

| 変更する事項 | 提出書類 | 届出方法 | 留意点 |
|--------------------|--|------|--|
| 事業所の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3)(付表4)(付表5) ・<u>保健医療機関・保健薬局の変更届(写し)</u> | 郵送 | 事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続きが必要です。付表は、各サービスの様式を使用してください。 |
| 専用区画等の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・平面図 | 郵送 | 病院・診療所内で実施するサービスになりますので、医療法に基づく変更の手続きが必要なものについては、 <u>所管の保健所等で必ず事前に手続きを行ってください。</u> |
| 運営規程 | ①区画整理等により住居表示が変更となった場合 ②その他運営規程の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3)(付表4)(付表5) | 郵送 | ※ <u>運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。</u> 付表は、各サービスの様式を使用してください。 |
| 管理者の氏名及び住所 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表3)、(付表4)、(付表5) ・<u>保健医療機関・保健薬局の変更届(写し)</u> ・誓約書(参考様式9) ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) | 郵送 | 付表は、各サービスの様式を使用してください。 |
| 介護給付費算定に係る体制(加算項目) | ※詳細については、以下のHPより「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご参照ください。 http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kouiki/menu/kyotakusa_bisu/henkoutodokedekannkei/1364864134921.html | 来庁 | 15日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始となります。 |

◆法人・開設者情報の変更 提出書類一覧

| | | | |
|-----------------------------|--|----|--|
| 法人の名称・法人所在地 (開設者・開設者所在地) | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g 以内切手貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・<u>保健医療機関・保健薬局の変更届(写し)</u> ・事業所一覧(参考様式11) | 郵送 | <p>同一法人に、「みなし指定」以外の指定事業所がある場合は、該当するサービスの必要書類を確認してください。</p> <p>法人等情報の変更届については、<u>法人等単位での届出となります</u>。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなし(事業所一覧の添付必須)。</p> <p>個人診療所が法人化される場合は新規扱いとなります。</p> |
| 法人代表者の氏名及び住所 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届連絡票、返信用封筒(定形郵便 25g 以内切手貼付) ・変更届出書(様式第3号) ・<u>保健医療機関・保健薬局の変更届(写し)</u> ・事業所一覧(参考様式11) | 郵送 | <p>個人診療所が法人化される場合は新規扱いとなります。</p> |